

羽島市民プールの整備・運営事業提案

審 査 講 評

平成14年2月

羽島市民プール PFI 事業者選定審査会

羽島市民プールの整備・運営事業に係る

優先交渉権者選定審査結果について

1. はじめに

羽島市民プールの整備・運営事業募集に対して、4グループから参加申請書が提出され提案書を提出していただきました。その後、1グループが辞退となりました。

この提案書を審査するため、知識経験者等で構成する「羽島市民プール PFI 事業者選定審査会」を設置し審査を行い、このたび、優先交渉権者を選定いたしました。

本事業は、従来から民間活力の積極的な利用を図ってきた羽島市が、PFI 法に基づき初めて実施する事業であります。PFI 事業は、行政サービスを官民の新たな役割分担と連携のもとに提供する手法であり、そのために応募者には設計・建設から事業運営にいたるまでの精緻な提案書の提出が要請されます。

今回は、昨年（平成 13 年）11 月に募集要項を発表し、本年（平成 14 年）1 月には応募事業者から提案書を受けるとい、非常に短い検討期間にも関わらず三つのグループからそれぞれ水準の高い、しかも特色ある提案をいただくことができました。何よりもまず、応募者の方々のこの熱意あるご努力に対し感謝申し上げます。

さらに提案内容には、民間による事業運営がもつ発想の多様性と豊かさをそれぞれ示し、事業全体の総合的な評価としては甲乙つけがたく、その為に予定外の事業計画ヒアリングを実施し慎重な検討を行ってまいりました。

ただ、優先交渉権者の選定は PFI 事業にとってまだ第一歩を踏み出したにすぎません。その意味で、選定されたグループの方に対しては、契約締結が順調に進んだ後も 10 年間の長期にわたって継続的・安定的に事業運営がなされることが期待されています。

最後に、審査会に参加いただきました各委員の皆様には、ご多忙中にもかかわらず短期間のうちに密度の高い検討を行っていただき厚くお礼申し上げます。

羽島市民プール PFI 事業者選定審査会
委員長 角南勇二

2. 経緯

羽島市民プールの整備・運営事業にかかわる民間事業者の選定にあたり、3事業者から提出された提案書を審査するため、知識経験者などで構成する「羽島市民プールPFI事業者選定審査会」において、審査を行いました。

審査結果につきまして、次のとおり講評致します。

3. 審査委員

委員長	角 南 勇 二	(羽島市前助役 環境事業団環境緑地事業部緑地公園課長)
副委員長	水 谷 雄 二	(株)文溪堂 代表取締役会長)
委員	南 谷 幸 久	(弁護士)
委員	三 浦 康 守	(税理士)
委員	姉 川 盛 宇	(羽島市 企画部長)
委員	大 野 隆 弘	(羽島市 総務部長)
委員	安 部 純 夫	(羽島市 建設部長)
委員	川 合 勝	(羽島市 経済部長)

4. 審査結果

優先交渉権者 トルフィン(株)・ハマダスポーツ企画(株)
(選定事業者)

5. 審査経緯

資格審査(11月29日)

応募した4事業者グループの提出書類について、資格要件を審査
4事業者グループともに合格。

提案書提出(1月7日)

4事業者グループが提案書の提出。1事業者が同日付けで辞退届。

提案予備審査(1月9日)

基礎要件審査

提案予備審査(1月17日)

提案書に基づくプレゼンテーション及びヒヤリング

再提案書提出(1月22日)

ヒヤリングに基づき再提案書提出

審査資料配布(1月25日)

審査会委員に審査資料の配布

第一回審査委員会（2月5日）

募集要項、要求水準についての要件審査、
提案書の審査、最優秀提案書の選定審査

提案審査項目

事業計画の健全性：事業会社の状況と能力、資金調達、償還計画
設計・建設計画：施設方針、施設機能、要求水準対応
運営管理：利用者数の設定根拠、運営管理、プログラム内容
修繕更新：維持管理上、必要な修繕更新の提案
市の負担額：サービス購入費（市の財政負担）

6. 審査講評

資格審査

羽島市民プールの整備・運営事業のPFI事業公募に対し、民間事業者4グループからの応募がありました。提出された資格審査書類を審査しましたところ、4グループとも資格要件に合致しており合格となりました。

提案審査

提案提出グループ

- A (株式会社 コパン)
- Bグループ(ドルフィン 株式会社、ハマダスポーツ企画 株式会社)
- C (シコ-スポーツ株)
- D (株式会社 愛知スイミング)

以上4グループから提案をいただきましたが、その後、Dの(株)愛知スイミングが辞退されました。

以上3グループからはそれぞれに特色のある提案がありました。

民間事業者グループの選定にあたり、厳重かつ慎重な審査を行いました。まず、要件審査として、提案内容が募集要項の要件及び要求水準に合致しているか審査しました。審査項目で主な項目としては、新たな熱源の確保と天井の設置の有無、温浴施設等の設備・機能レベル、利用料金の設定値、サービス購入費の制限値などの定量的項目及び設計・建設・運営・維持管理に関する定性的項目の提案有無等の項目でした。

その結果、この要件審査については、各グループともに募集要項の趣旨を理解し、また、要求水準を満足する内容の提案であり、運営時に明確になる項目もあるものの概ね合格基準に達していると認めました。

次に、提案予備審査として、提案書に基づくプレゼンテーションとヒヤリングを行いました。

A社は、提案資料を基に、コンセプトに「いきいき元気なまち」と設定し、特に、スポーツクラブ運営で長年培ったノウハウ、事業運営、集客見込み等の点について強調しました。

Bグループは、提案資料を基に、コンセプトに「健康づくり」と設定し、特に、天井設置や、近隣のスポーツクラブとの競合を避けるため、話し合いを行ったことや、身障者用トイレの新設、ロッカー室からクロークへの変更設計や集客見込みやプログラムの内容等、事業運営の点について強調しました。

C社は、提案資料を基に、コンセプトに「何度でも利用したくなる施設」と設定し、特に、公共プール施設受託実績 1のノウハウ、天井設置については、独自の調査により別の方法、温浴施設の壁のガラス張り、プログラム内容等に自信があると強調しました。

審査会では、事業計画の健全性、設計・建設計画、運営管理、修繕更新、市の負担額について、それぞれ複数の具体的選定事項を設け、項目毎の配点を設定し、評価しました。

審査項目の から についての評価方法

- 1 審査委員 8 名が基準配点を満点として、順位でなく絶対評価により採点する。
- 2 各審査委員の平均値を得点とする。

審査項目の についての評価方法

(最低価格 / 価格) × 40 点 (価格とは、市の差引支出額) にて計算を行う。

事業計画の健全性については、事業の安定的継続費用の見積もりや資金調達、償還計画等について審査しました。

事業の安定的継続費用の見積もりは、Bグループが高い評価を得、ついでA社でありました。資金調達、償還計画については、C社でついでBグループでありました。

設計・建設計画については、市の要求水準との整合性により審査しました。

A社は、施設計画コンセプトの「いきいき元気なまち」をテーマにその空間にただで明るく元気になれる施設という提案であり、Bグループは、基本コンセプトに「健康づくりと癒し」「健康的でさわやかな」施設の志向という提案であり、C社は、基本コンセプトに「更なる健康増進への興味ある施設」という提案であった。これらの提案の中でBグループは、市の要求どおりに天井の設置を提案し、プールの人工芝については、掃除もし易く衛生的な長尺塩ビシートに張替え、バリアフリー化にも心がけている。A社は、天井の設置については、シートをはって夏場は可動して熱が籠る事を防ぎ、冬場はシートを閉めて熱の拡散を防ぐものである。

C社は、天井設置の代わりにディリベントファン、ディリベントノズルで温度管理をしていく提案です。また、温浴施設については、それぞれ、採暖室、シャワーを設置し、要求水準どおりとなっています。

駐車場の舗装等についてもそれぞれ要求水準どおりとなっています。

この結果、設計内容及び明確なコンセプトの提案を行ったBグループが最も高い評価を得、次にA社でありました。

運営管理は、利用者数の設定根拠、運営体制並びに保険料額、プログラム・価格戦略・営業戦略について、設定根拠については、Bグループが高い評価を得、運営体制並びに保険料額については、C社が、プログラム・価格戦略・営業戦略については、Bグループがそれぞれ高い評価を得ました。

修繕更新は、その妥当性からみてA、Bグループが高い評価を得ました。市の負担額は、Bグループが最も低価であり、次にA社でありました。

以上の審査講評を総合的に判断した結果、優先交渉権者は、Bグループ（ドルフィン㈱・ハマダスポーツ企画㈱）と決定しました。